

平成25年1月21日

各 居宅介護支援事業所管理者 様
各 介護予防支援事業所管理者 様

介護保険課長 吉岡 郁子

軽度者に対する福祉用具貸与に係る区の確認行為について（通知）

平成19年6月1日より実施しております軽度者に対する福祉用具貸与に係る区の確認行為につきまして、平成24年度介護保険制度改正等に伴い、下記のとおり取扱いを修正いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 提出書類

要介護1の場合・・・居宅介護支援事業所

確認依頼書に 次の書類の写しを添付

- ① 居宅サービス計画書(1)・・・第1表
- ② 居宅サービス計画書(2)・・・第2表
- ③ 週間サービス計画表・・・第3表
- ④ サービス担当者会議の要点・・・第4表
- ⑤ 居宅介護支援経過・・・第5表

要支援1・2の場合・・・あんしんすこやかセンター

確認依頼書に 次の書類の写しを添付

- ① 利用者基本情報(両面)
- ② 介護予防サービス・支援計画書(1～3)・・・A表、B表、C表
- ③ 介護予防週間支援計画表・・・D表
- ④ 介護予防支援経過記録・・・E表
- ⑤ サービス担当者会議の要点・・・E表(別紙)

※ ②～⑤のA表、B表、C表、D表、E表、E表(別紙)は、東京都が推奨している様式です。

これらに相当する書類を添付してください。

添付書類

要介護1（居宅支援事業所）		要支援1・2（あんしんすこやかセンター）	
第1表	居宅サービス計画書（1）	利用者基本情報(両面)	
		A表	介護予防サービス・支援計画表(1/3)
第2表	居宅サービス計画書（2）	B表	介護予防サービス・支援計画表(2/3)
第3表	週間サービス計画表	C表	介護予防サービス・支援計画表(3/3)
第4表	サービス担当者会議の要点	D表	介護予防週間支援計画表
第5表	居宅介護支援経過	E表	介護予防支援経過記録
		E表(別紙)	サービス担当者会議の要点

2. 提出の時期

通知に定める状態にあるものの居宅サービス計画に、当該サービスを位置付けようとするとき。
また、認定期間ごとに本確認を受ける。

(原則として事前確認です。ただし、新規認定申請中の場合または更新認定申請中で認定結果が遡った場合は、認定結果通知を受け取った日の属する月の翌月末までに確認を受ける。)

3. 提出先

被保険者の担当地域の保健福祉課

確認終了後、確認書(確認依頼書の写し)を介護保険課より交付します。

4. 留意事項

- ① 確認を受ける居宅サービス計画、介護予防サービス計画は、適切なケアプランであることを確認する説明資料として扱うものです。適切なケアプランであることの説明責任が果たせるよう、プラン作成にあたっては、内容・記述の省略や思い込みによる説明不足等がないよう(書面で十分に説明ができてるように)十分に点検してください。
- ② 医師意見の記述にあたっては、医学的に老企第 36 号等に示されている項目 i)～iii)(下記点線枠参照)のどれにあたるかを明確に確認の上、その旨を明記してください。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に 95 号告示第 25 号のイに該当する者(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期のうちに 95 号告示第 25 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 95 号告示第 25 号のイに該当すると判断できる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

- ③ 確認にあたっては、7 開庁日を見込んでください。

5. 質疑応答

Q 同種事例の確認

同一の理由による福祉用具の必要性のある方が、複数いた場合、それぞれに確認を受けなければならないか。

A お見込みのとおりです。この「確認」は、個別ケースごとに、適切なケアマネジメントにより福祉用具の使用が位置付けられていることを確認するものです。「確認」の効果は、他に影響せず、1 件毎に行います。

事例の一部を取り上げ、同様の事例と扱うことは適当ではなく、確認にあたっては、事例の全般を説明できるよう留意のうえ、ご相談ください。

Q 基本調査結果との関係

軽度者への福祉用具貸与は、直近の認定の基本調査結果による判断で給付が行えるとされているが、確認手続きとどちらを優先するのか。これまでの基本調査結果による判断で対応が可能な方でも確認を行わなければならないか。また、サービス担当者会議で決定が可能とされているものについては如何か。

A 老企第 36 号等の判断基準 ア、イにより保険給付が可能な方については、確認手続きは不要です。認定調査結果もしくは、サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより決定してください。

したがって車いす及び車いす付属品における「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び移動用リフトにあたる「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより判断することになります。

Q 利用者の状態が明らかに悪化している場合

利用者の状態が直近の認定調査から明らかに悪化しており、福祉用具が必要との医師の意見がある場合、軽度者への福祉用具貸与手続により給付は可能か。

A 軽度者の福祉用具貸与の確認の取り扱いは、老企第 36 号等に定められた内容が対象となります。認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われます。

Q 特殊寝台の必要性について

布団から起き上がりが困難な利用者など、3条件に位置付けられないものは対象にならないのか。

A 軽度者の福祉用具貸与の確認手続きで給付対象とできるものは、老企第 36 号等に規定された状態像です。それ以外の理由については、医師が必要と判断した場合でも保険給付の対象となりません。

また「ベッド」や「てすり」の必要性和「特殊寝台」の必要性の混同等がないようご注意ください。

Q 危険防止、重篤化について

転倒防止や腰痛の悪化の可能性などは、類型iii「疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 95 号告示第 25 号のイに該当すると判断できる者」に該当するか。

A 平成 20 年 3 月 27 日に東京都より「軽度者の福祉用具（特殊寝台）の貸与について」が示されました。その際、配布された資料に医師の医学的所見に基づき例外給付を認められる際の理由等における不適切と思われる事例として、「転倒防止、苦痛軽減等の予防的理由となっている事例」が挙げられています。

転倒防止、腰痛の悪化等の理由だけでは、保険給付の区分として、適切なケアマネジメントにより判断されていると確認できませんのでご承知おきください。

Q 確認の有効期間の開始日について

軽度者の確認の有効期間の開始日は確認依頼書を提出した日の属する月の 1 日まで遡及できるか。また、新規申請等で認定結果が遡った場合はどうか。

A 世田谷区では確認依頼書提出月の 1 日から給付対象となります。また、新規・更新等の認定申請で、認定結果が遡った場合、認定結果通知を受け取った日の属する月の翌月末までに確認を受ければ、認定期間当初から給付対象となります。

Q 自動排泄処理装置の確認対象について

平成 24 年度介護保険制度改正で福祉用具貸与の種目に追加された自動排泄処理装置について、区の確認が必要なのはどのような者か。

A 自動排泄処理装置については、基本調査結果から要否を判断できない要介護 3 以下の者が、確認対象となります。ただし、自動排泄処理装置のうち「尿のみを自動的に吸引する機能のもの」については、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより決定し、区の確認は不要です。